

佐賀県障害者自立支援対策臨時特例基金条例の一部を改正する条例をここに
公布する。

平成二十四年三月十二日

佐賀県知事 古 川 康

佐賀県条例第三号

佐賀県障害者自立支援対策臨時特例基金条例の一部を改正する条

例

佐賀県障害者自立支援対策臨時特例基金条例（平成十九年佐賀県条例第二十
六号）の一部を次のように改正する。

附則第二項中「平成二十四年十二月三十一日」を「平成二十五年十二月三十
一日」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

参考資料

佐賀県障害者自立支援対策臨時特例基金条例の一部を改正する条例に係る新旧対照表

改 正 後	改 正 前
<p>附 則</p> <p>1 略 (この条例の失効)</p> <p>2 この条例は、平成二十五年十二月三十一日限り、その効力を失う。</p>	<p>附 則</p> <p>1 略 (この条例の失効)</p> <p>2 この条例は、平成二十四年十二月三十一日限り、その効力を失う。</p>